

令和7年度 第1回 八千代市子ども・子育て会議 会議録

1 日時：令和7年7月14日（月）午前10時00分～午前10時50分

2 場所：市役所 旧館4階 第1委員会室

3 議題：（1）委員長及び副委員長の選出について
（2）第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画実績報告書【令和7年度版】について

4 出席者氏名

【委員（順不同・敬称略）】

別府	さおり	委員（会長）
丸山	純	委員（副会長）
天正	祐二	委員
土屋	雛乃	委員
平山	ひより	委員
田辺	真理子	委員
藤澤	彩	委員
梅澤	麻衣	委員
柿沼	芳枝	委員
安藤	浩子	委員
河島	和城	委員
長谷川	浩一	委員
佐々木	優子	委員

【事務局（組織順）】

斉藤	正	子ども部 部長
池田	あゆみ	子ども部 次長
渡邊	修宏	子育て支援課 副主幹
岩田	隼人	子育て支援課 副主幹
枝川	篤	子育て支援課 主査
小川	美香	子育て支援課 主査補
福田	圭介	子育て支援課 主査補
平野	龍生	子育て支援課 主事
佐藤	宏一	子ども保育課 課長
長谷川	千穂	子ども保育課 副主幹
下野	広樹	子ども保育課 副主幹
田中	秀幸	子ども保育課 主査
白井	啓介	子ども福祉課 課長
立石	貴紀	子ども相談センター 所長
本岡	健志	母子保健課 課長
湯浅	知恵	母子保健課 副主幹

5 公開または非公開の別 公開

6 傍聴者/定員 1名/5名

7 会議録

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第1回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、子育て支援課の岩田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の説明をさせていただきます。

本日の会議は、公開で行います。また、会議録作成のため、録音させていただくことをご了承ください。

なお、発言の際には、お手元のマイクのボタンを押して、赤いランプが点灯後にお話いただけますようお願いいたします。

次に、傍聴人にお知らせいたします。配付資料につきましては、会議終了後に回収させていただきます。配付資料の交付を希望される場合は、会議終了後、事務局までお声掛けください。

本日の出席者数は13人でございます。

会議の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、次第の1、委嘱状の交付を行いたいと思います。

委嘱状の交付は、市長が皆様の前に参りますので、恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方は、その場でご起立をお願いいたします。

【市長】

（各委員へ委嘱状を交付）

「委嘱状 天正 祐二様 八千代市子ども・子育て会議条例第3条第2項の規定により、八千代市子ども・子育て会議委員を委嘱します。期間は、令和7年5月1日から令和9年4月30日までとします。令和7年5月1日八千代市長服部友則」

（2人目以降、委員名のみ読み上げ）

【事務局】

以上で、委嘱状の交付を終了いたします。次に、服部市長よりご挨拶申し上げます。

【市長】

皆さん改めましておはようございます。

委員の皆様方には日頃より本市の子ども行政にご尽力いただきまして本当ありがとうございます。

只今、お一人お一人に委嘱状を交付させていただきましたが、近年の子どもや若者を取り巻く環境は著しく変化してきており、本市においても、令和7年度から、八千代市こども計画をスタートさせ、より充実した施策を一層推進するために頑張っているところでございますが、これからも、皆様方の知見を生かして、この子ども・子育て関係の事業を円滑に進めて参りたいというふうに思っております。

また、令和7年度は新たに、本市子育て支援課の中に子ども政策班を設置し、より細やかに対応できる体制を整備したつもりでございますが、皆様方の知見やお知恵をお借りしながら進めて参りたいと思います。任期中、色々とお世話になると思っておりますがよろしくお願いを申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。

きます。ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

次に、委員のご紹介になります。議長席から見まして、時計回りでお呼びいたしますので、ご起立いただき、お一言ずつお願いいたします。

(委員自己紹介)

【事務局】

ありがとうございました。事務局は、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。
ここで市長は、公務の都合により退席させていただきたいと思います。

【市長】

失礼させていただきますが、この後もよろしくをお願いいたします。

(市長退席)

【事務局】

続きまして、次第の4、「議題1 会長及び副会長の選出について」に移らせていただきます。
会長選出までの間、事務局の子ども部次長池田が仮議長を務めさせていただきます。

【仮議長】

失礼いたします。それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます子ども部次長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに会長を選出いたします。規定では、会長は委員の互選により定めるとされております。どなたか立候補、またはご推薦いただける方いらっしゃいますでしょうか。

河島委員、お願いします。

【河島委員】

私の方から推薦させていただきたいのですが、前任期において会長であった、学識経験者の別府委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

【仮議長】

ありがとうございます。別府委員の推薦がございましたが、皆さまはいかがでございましょうか。ご賛同いただける場合は、拍手をお願いいたします。

(拍手)

【仮議長】

ありがとうございます。別府委員，皆様からご同意がございましたが，ご承諾いただけますでしょうか。

【別府委員】

はい。微力ながらお引き受けさせていただければと思いますよろしくお願いします。

【仮議長】

ありがとうございます。それでは，別府委員に会長をお願いいたしたいと思います。

会長が決定いたしましたので，別府委員に議長をお願いいたしたいと思います。

別府会長こちらにご移動をお願いできますでしょうか。

【会長】

この度，会長に就任いたしました。別府と申します。

力の限り務めさせていただきたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

それでは，ここからは私が議長として議事を進行して参ります。

委員の皆様には，会議の進行に当たりまして，ご協力くださいますようどうぞよろしくお願いいたします。

それでは，副会長の選出に移ります。どなたか立候補，またはご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言無し)

【会長】

私としましては，前期で副会長を務めていただきました丸山委員をお願いしたいと思いますけれども，皆様いかがでしょうか。

ご賛同いただける場合は，拍手をお願いいたします。

(拍手)

【会長】

丸山委員，お願いできますでしょうか。

【丸山委員】

はい。承知いたしました。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。それでは，丸山委員に副会長をお願いいたしたいと思います。

それでは，次第の5，報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

はい。それでは私から、説明させていただきます。失礼ですが、着座にて失礼いたします。

この報告事項では、2点ご報告申し上げます。1点目が、令和7年度開設予定の特定教育・保育施設の開設時期の変更のご報告と、2点目が令和8年度こども誰でも通園制度の開始に向けた検討状況についてとなります。

まずは、お手元の本日お配りした追加資料をご覧ください。

今年3月の令和6年度第5回子ども・子育て会議にて設置運営者が株式会社グローバルナビゲーション、施設名オンジュソリアル保育園八千代むらかみ園の「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取」を行いました。その後、新設予定日が変更となりましたので、追加資料の「3利用定員を設定する施設」の表中「新設予定日」の「令和7年8月1日」が「令和7年7月1日」へ変更となりますので、ご報告となります。その他の事項に変更等はございません。

続いて、2点目令和8年度こども誰でも通園制度の開始に向けた検討状況についてご説明いたします。資料7-1-5をご覧ください。

説明に入る前に資料の訂正がございます。1ページ目の文章で上から9行目「令和7年7月15日より8月14日までパブリックコメントの意見募集を行うこととしております。」の期間を「令和7年7月22日より8月21日まで」に訂正致します。

それでは説明に入らせていただきます。

このこども誰でも通園制度は、八千代市こども計画でも位置づけをしており、計画上では108ページの事業No. 89に位置づけをしております。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、「児童福祉法」の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

この乳児等通園支援事業は、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育所や幼稚園等を利用することができる制度であり、令和8年度より全ての自治体において給付を開始することとされています。

従って、「八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定に向けて、7月22日より8月21日まで約1か月間パブリックコメントの意見募集を行うこととしております。

続いて1制度の概要について利用対象者としては、説明のとおり0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象となります。利用時間としてはこども一人当たり月10時間までとなります。利用料としてはこども一人当たり1時間300円、施設で徴収となり、非課税者等については、申請に基づき減免の規定を想定しております。利用方法等としては保護者が市へ申請し、認定手続きを行った後、施設に直接予約等を行うこととしており利用に当たっては、国予約管理システム（こども誰でも通園制度総合支援システム）を活用することを基本とする予定としております。実施方法として大まかに余裕活用型と一般型の2つの型がございます。(1)余裕活用型は施設を利用する児童の数が施設の利用定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で乳幼児を受入れる方法となります。(2)一般型は施設の利用定員と関係なく、定員を設定し乳幼児を受入れる方法となります。以上が、主な制度概要となります。

続いて2量の見込みについて、制度の需要である本市の量の見込みとしては表の〈条件〉及び〈算出〉のとおりとなりますが、本事業の対象者やニーズ調査結果などから、時間あたり11人の量を見込んでお

ります。

続いて、3こども誰でも通園制度の方針については令和8年度からの給付を確実にするため、まずは公立施設での実施を検討していきます。並行して、民間施設等におけるこども誰でも通園制度の導入に向けた検討を進め、順次事業実施施設拡充に努めることとしております。

4公立施設の選定について公立施設の候補としては、主に公立保育園（8園）、地域子育て支援センター（5施設）が想定されます。地域子育て支援センター（5施設）については、通常の保育提供を実施していないため、一般型の可能性を検討することとなりますが、対象の5施設でこども誰でも通園制度専用の部屋を設けることができないため、令和8年度時点での地域子育て支援センター（5施設）を活用した確保は困難であり、公立保育園（8園）での活用を検討することとなります。

公立保育園（8園）の検討については、令和7年度当初において通常保育の待機児童が発生している中で、申込が集中する公立園での実施は困難であり、通常保育希望者の理解が得られにくいことにも配慮しつつ、可能な限り配置バランスも考慮した上で、園を選定してまいりたいと考えております。

5民間施設等におけるこども誰でも通園制度の導入について令和7年6月18日まで民間施設等に事業実施希望調査を実施しました。この結果を踏まえ導入に向けた検討を進めております。

民間施設等が乳児等通園支援事業の給付を行うには、市の認可が必須となります。

認可にあたり、児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づいて、市町村長は乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとされております。

更に令和8年4月1日施行の子ども・子育て支援法第54条の2第3項では、利用定員を定めようとするときにおいて、同法第72条第1項の審議会の意見を聴かなければならないとされているため、認可決定前にこの子ども・子育て会議において意見聴取をさせていただく予定としております。

つきましては、認可申請のあった事業者についての資料が多くなることも想定されますので、その際には見方のポイントをお示しした上で、可能な限り負担のないよう配慮し、会議資料として、事前にご確認いただくことを予定しておりますので、委員の皆様にはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、令和8年度こども誰でも通園制度の開始に向けた検討状況についての説明となります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの報告事項について、ご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

（了承）

では特にないようですので、次第の6に移らせていただきます。事務局から「第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画実績報告書【令和7年度版】について」説明をお願いします。

【事務局】

それでは私から説明いたします。議題2では、前期より、引き続きご参加いただいている方もいっし

やいますが、新しく委員となられた方もいらっしゃいますので、議題2の説明に入る前に「子ども・子育て会議」と、「こども計画」について簡単にご説明いたします。それでは、はじめに、この「子ども・子育て会議」について、簡単に説明いたします。

本会議は、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることに伴い、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するために、平成25年9月に「八千代市子ども・子育て会議条例」を制定し、この条例に基づき設置された合議制の機関となります。

任期は2年としており、皆様の委員任期は「令和7年5月1日から令和9年4月30日まで」となっております。会議の役割としては、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理することが役割となり特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を定めるための意見を述べること。子ども・子育て支援事業計画の策定や変更についての意見を述べること。子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること。がございます。

次に、クリーム色でノート風のデザインの冊子「八千代市こども計画」について、簡単にご説明いたします。本市では、子育てを地域全体で支援していくことを目指し、待機児童の解消、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、地域におけるこども・子育て支援の充実を図ることとして、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした、第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を推進して参りました。

国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にこども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、最優先で取り組むべき重要事項の一つとなっております。

また、こども基本法において、市町村は、こども大綱等を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされました。

こうした中、国や千葉県の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の様々な変化により、複雑化・多様化している課題に対し、あらゆる分野から横断的にこども・若者施策を推進し、ライフステージに応じた切れ目のない支援の円滑な実施や、市民にとっての理解しやすさの向上を図る観点より関連する計画として、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」/次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」/こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」/子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した一体的な計画として令和7年度を始期とする「八千代市こども計画」を令和6年度末に新たに策定いたしました。

前期の委員の方々には、「八千代市こども計画」の策定にあたっては、ニーズ調査や各種調査の結果等から、本市における、教育・保育のニーズに対する確保方策や計画に掲載すべき個別事業等について、ご審議いただくなどのご協力いただき、本市のこども計画を策定することができました。

昨年度は、主に計画策定に向けた審議を行ってまいりましたが、今後といたしましては、策定した計画に基づき各事業が適切に実施されているか継続的に点検・評価等を行っていくことや新規事業等についてご議論いただくこととなります。

よって、各年度において、こども計画に基づく、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む、施策の実施状況やこれに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価する

ことを、この子ども・子育て会議の役割としてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力お願い致します。以上、「子ども・子育て会議」、「こども計画」についての、説明をさせていただきました。

それでは、「議題2第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画実績報告書【令和7年度版】について」のご説明をさせていただきます。本議題に際し、実績報告書を送付し、事業の内容についてはご確認をいただき、ご意見等に対する回答を資料7-1-6として事前にお配りしておりますので、ここではご意見等を踏まえ、変更した箇所についてのみ、ご案内致します。

それでは資料7-1-6をご覧ください。

No.1事業番号2122事業名子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について、ご意見内容としては、「C評価なのは、リーフレット配付、HPでの周知を図ったが利用実績が伸びなかったことから周知が不足している、と総括したと理解しました。そうであるなら、R7年度の事業目標は改善するための周知方法としてももう少し具体的にした方がいいのではないのでしょうか。ニーズは多いはず。必要なところにもどのように届けるのか、がこの目標からは今ひとつ伝わってこないように思います。」とのご意見に対して、『利用実績が伸び悩んだ背景といたしまして、委託先の受け入れ体制が整っていないこと（職員不足等）も挙げられますので、新たな受け入れ先の開拓が必要であると考えております。周知方法につきましては関係機関に本事業の必要性をご理解いただき、必要な方に情報が届くように周知に努めて参りたいと考えております。以上を踏まえ、令和7年度版実績報告書の令和7年度に計画している事業内容を「事業の利用が必要な家庭へ周知されるようHP掲載の継続と、関係機関に本事業の必要性をご理解いただけるようPRし、母子保健事業等に併せて周知を図るとともに、新たな受け入れ先の開拓も併せて検討することで、本事業の利便性向上に努めて参ります。」に修正することと致しました。

続いて「令和7年度版の実績報告書」をご覧ください。ここで説明に入る前に3箇所訂正と差替えがございますので、ご案内致します。訂正3箇所について1箇所目が実績報告書3ページ、《参考：令和7年4月1日現在》3歳児の待機児童数11人を9人へ訂正し、合計も18人から16人へ訂正となります。2箇所目が実績報告書20ページ、上段整理番号2127、事業名：妊婦健康診査事業、2事業の実施状況の令和6年度に実施した事業内容、最下部にございます「妊婦歯科健康診査の463人」を「464人」に訂正いたします。3箇所目が実績報告書21ページ、下段整理番号2230、事業名：乳幼児健康診査（内科・歯科）、2事業の実施状況の令和6年度に実施した事業内容、最下部にございます「3歳児歯科健康診査の963人」を「964人」に訂正いたします。以上、訂正箇所3箇所のご案内となります。

続いて、差替えについて、本日お手元にお配りした両面の5ページ6ページを差替えさせていただきます。こちらの変更箇所としては、5ページ上段の事業No.1202子育て支援課担当の「令和6年度に実施した事業内容」と「5年間の事業総括」について主に変更したため差し替えとなります。以上、3箇所訂正と差替えのご案内となります。

それでは本題の説明に入らせていただきます。こちらの実績報告書は、令和2年度から6年度までの第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の令和7年度版の実績報告となり、計画に基づき、「令和6年度に実施した事業内容」と「令和2年度から令和6年度までの5年間の事業総括」について、各事業の担当課が評価したものを取りまとめたものとなります。事業の内容については事前にご確認をいただいておりますので、主に1ページの（2）「基本目標における各事業の実施状況」について、ご説明させていただきます。それでは1ページ、（2）「基本目標における各事業の実施状況」をご覧ください。全81事業の内、「A：達成」と評価した事業が50事業、全体に占める割合は61.8%、次に、「B：達成できな

った部分があるが、達成できた部分の方が多い」と評価した事業が 27 事業、全体に占める割合は 33.3%、次に、「C：達成できた部分があるが、達成できなかった部分の方が多い」と評価した事業が 3 事業、全体に占める割合は 3.7%、次に、「D：未実施」と評価した事業が 1 事業、全体に占める割合は 1.2%、

「E：休止・廃止」と評価した事業は 0 事業となりました。昨年度と比較いたしますと、A は昨年度 47 事業に対し、今回 50 事業で、3 事業の増、B は昨年度 29 事業に対し、今回 27 事業で、2 事業の減、C は昨年度 4 事業に対し、今回 3 事業で、1 事業の減、D は昨年度 1 から、増減なしとなり、全体の評価としては、B・C と評価した事業は減少し、A 評価の事業が増加いたしました。個別評価の実施状況につきましては、前年度評価よりも実績を伸ばした事業について一部をご説明いたします。それでは、7 ページ目をご覧ください。整理番号 1305、事業名「研修等による資質の向上」でございます。子ども保育課が所管し、評価を行っており、昨年度の B 評価から A 評価となりました。

令和 6 年度は、公立保育園の保育士を対象とする各種研修の実施に加え、一部保護者も対象にした外部講師によるオンライン研修会や、私立保育園の保育士等も対象にしたエピペン・アナフィラキシー研修を開催したことにより、研修対象者を公立保育園保育士に限定せず幅広く、実施することができましたので、A 評価となっております。

続いて、9 ページ目をご覧ください。整理番号 1409、事業名「公立保育園における幼児教育の充実」でございます。子ども保育課（保育園）が所管し、評価を行っており、昨年度の B 評価から A 評価となりました。令和 6 年度は、保育園運営や保育の質の向上、保育内容の改善の為、年度末に全職員が自らの保育を振り返る「保育園による自己評価」に取り組み、次年度に向け質の高い保育を展開するための指標を保護者に公表するよう準備をすすめることができましたので、A 評価となっております。以上、実績を伸ばした事業についてのご紹介となります。

令和 7 年度版評価につきましては、令和 6 年度版と比較して、評価が下がった事業はなく、全体として評価が伸びる結果となりました。なお、第 2 期子ども・子育て支援事業計画は、令和 6 年度をもちまして終了となりますが、計画期間である令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の事業総括につきましては、各事業におきまして記載しておりますので、ご確認いただければと思います。以上で議題 2 の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、この後の会議の進行についてですけれども、委員の中で話し合い、その結果を市に提案する形で進行したいと思います。事務局への質問は、意見を述べる上で必要となる事項を確認する場合にお願いいたします。

それでは、ただいま事務局から説明があった事項について、ご意見または事務局への確認がございましたら挙手をお願いいたします。

特に挙手がないようですがよろしいでしょうか。

（了承）

そうしましたら、事業の達成度、それから実施内容に照らして適切に評価されていると思われしますので、

各事業評価どおりとしてよろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。

それでは, 続きまして次第の 7 に移らせていただきます。

次第の 7 その他についてですが, 委員の皆様から何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(了承)

事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

【事務局】

それでは, 次回の会議についてのご案内をさせていただきます。次回の会議は 3 月頃に開催する予定でございます。

日程につきましては, 後日, 改めて調整させていただきます。以上でございます。

【会長】

次の会議は 3 月頃の予定とのことです。

以上で, 本日の会議を終了させていただきます。

議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(了)